

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第23号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類		金額	種類		金額
<省略>			<省略>		
交付	住民票の写しの交付手数料	<省略>	交付	住民票の写しの交付手数料	<省略>
	<省略>	<省略>		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1件につき800円
<省略>			<省略>		

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。